

平成21年第2回太子町議会臨時会（第417回町議会）会議録

平成21年5月12日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 常任委員会委員の選任
- 6 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の変更

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

5 常任委員会委員の選任

6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	北 川 嘉 明	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	佐 野 芳 彦	16 番	熊 谷 直 行

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局	長	上 田 眞 也	書	記	木 村 和 義
書	記	肥 塚 馨			

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青葉薫るころとなってまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成21年第2回太子町議会臨時会（第417回町議会）が開会できますことは、町政のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されます案件は、専決処分の承認議案等であります。いずれも町政にとって重要な案件であり、改選も予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） おはようございます。

平成21年第2回太子町議会臨時会（第417回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青葉を渡る風がすがすがしく感じられるころとなりましたが、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、条例の承認案件1件と、追加で人事の同意案件1件につきましてご審議をお願い申し上げますのであります。提出させていただきました案件の内容等につきましては後ほど説明させて

いただきますので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご承認、ご同意いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第2回太子町議会臨時会（第417回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北川嘉明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、井村淳子議員、中井政喜議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（北川嘉明） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（北川嘉明） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案 1 件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成20年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（北川嘉明） 日程第4、承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成21年度の地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。

平成21年度は3年に1度の固定資産税の評価がえの年に当たり、土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の仕組みが

3年間継続されることになりましたので、4月1日からの縦覧、閲覧にあわせ、3月31日までに固定資産の価格を決定する必要があるため、土地に係る固定資産税の改正部分につきまして、太子町税条例の一部を改正し、専決させていただいたものでございます。

評価額に対する前年度課税標準額の割合を負担水準といいますが、宅地の税額については、負担水準が一定割合以上の土地は前年度課税標準額の引き下げ、または措置として負担水準が一定割合未満の土地については前年度課税標準額に評価額の5%を加算することになります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前11時04分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし

す。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、委員会審査報告書を読み上げ、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第1号。付託年月日、平成21年5月12日。件名、専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年5月12日（火）午前10時15分から午前10時45分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により承認すべきものと決した。

委員会で出ました質疑、答弁等につきましては後ほど皆様に配付いたしますが、委員会で出ましたものにつきまして口頭で概略を説明させていただきます。

1、課税で5%加算の対象となる筆数、面積についてはどのようになるか。答え、地積ベースで住宅地引き上げ3.3%の面積が該当する。据え置き47.1%、引き下げ49.6%。商業地、引き上げ28.5%、据え置き38.0%、引き下げ33.5%である。2、閲覧で住民から意見はあったか。答え、4月1日から4月30日に閲覧がなされ、50名の方が来られた。税金が上がった下がったのことはあったが、特筆すべきものはなかった。3、税はどれだけ増えるのか。答え、対前年比0.9%の増となる。トータルで718万円増えることになる。4、先ほど対前年比0.9%という数字があったが、それどころでなくもっと上がったという人がいるが、これについてはどうか。答え、個々の方については地目変更等も想定さ

れるので個別に税務課に問い合わせてもらいたい。5、引き上げ、引き下げ、据え置きの根拠は何をもとに行っているのか。答え、負担水準がどの位置にあるかによって決まる、お配りしている参考資料附則12条が根拠となっているというような質疑と答弁がございました。

また、フリートーキングにおいて出ました意見としましては、国からの追随行政だけでなく、自治体の主体性も考える必要がある。2、税の改正について、納税者が納得して納めることができるよう取り組むことが大切である。

以上であります。報告を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時11分）

○副議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま北川嘉明議長から、一身上の都合により、議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○副議長(橋本恭子) それでは、異議のある方、挙手を願います。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 私は昨年度も、議長は地方自治法上に定められたとおりよほどの事情がない限り4年間任期いっぱい通すべきやという主張をしてきた者でございますが、ただいま議長が一身上の都合というようなあいまいもことしたわけのわからんような説明でやめるということについては納得できない。だから、どういう理由でやめるのかということはやめる者の責任やと思いますので、その説明を求めます。

○副議長(橋本恭子) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午後1時36分)

○副議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田議員の異議について休憩中に議長のその理由を聞いてまいりました。

一身上の都合によりとは、議会の申し合わせにより議長の職を辞するものであります。ご了承願います。

上田議員、よろしいでしょうか。

上田議員。

○上田富夫議員 私が言いたいのは、私もそれなりに議員を務めておりますので、その辺の事情がわからんと言っているわけではないんです。ただ、20名の定数から16名に議員を減らして、当局には肉を切らして骨を切るんやと。したがって、議会は4名減らして16名でやっていくんやと。しかも、いろんな改革を進めていくということを、私4年間blankあったんですけれども、それ以前からそういう形で進めてきたと。ところが、一向に改

まらないと。当局に改革を迫って、それは当然それが議会の仕事ですから、議員の。それは結構なんですけども。しかし、みずからが姿勢を正さずして何で人に言えるんかという思いが僕はずっとあるわけなんです。まず議会がきちっと襟を正して、それからやっぱり当局にも言いたいことを言う。間違ったことは間違ってますよということをせんと私は説得力がないと思うんです。この役員、議長を含めて役員選挙でも有権者というか、町民から見れば、さっぱりわからんと。全協というブラックボックスの中で物事を決めて、それが一つも、結果だけが表へ出てくると。これはもう、いや昔はそうだったんです。しかし、いつまでもそんなシステムでええんかなと。だから、少なくとも議長がやめる理由というのはやっぱり公にきちっとこの本会議場で説明をしていくというぐらいなことは最低限、本当はもっとオープンにして100%こういうものは住民の前に明らかにするというのが私は当たり前の話やと思うんですけれども、とにかく今日、きょうのことについてはこれからの課題も含めておりますので、私は今議長が言ったことについては一応それは説明としてわかりました。

○副議長(橋本恭子) ただいまの異議に対しての説明は終わりました。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長(橋本恭子) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(上田眞也) 辞職願。太子町議会北川嘉明。私儀、このたび一身上の都合により、太子町議会議長を辞職いたしました、この儀、ここに願い出ます。平成21年5月12日、太子町議会副議長橋本恭子様。

○副議長(橋本恭子) お諮りします。

北川嘉明議員の議長の辞職を許可すること

にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、北川嘉明議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長の辞職を許可された北川嘉明議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

北川嘉明議員、演壇へどうぞ。

○北川嘉明議員 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年5月臨時議会におきまして、皆様方のご推挙により議長の要職に就任させていただき、2年間務めることができました。ありがとうございます。その間、議員各位、また町当局各位のご精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからは議員として、町政発展のため微力ではありますが、努めてまいりたいと考えます。これからも変わらぬご指導をいただきますことをお願い申し上げまして、非常に簡単措辞ではございますが、議長退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（橋本恭子） 北川嘉明議員のあいさつは終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（橋本恭子） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に熊谷直行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました熊谷直行議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊谷直行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました熊谷直行議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

熊谷直行議長、ごあいさつをお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（熊谷直行） 議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび議員各位のご推挙をいただき、議長の重責を務めさせていただくことになりました。心から厚くお礼申し上げます。

平成20年度から5カ年計画で進められている第4次太子町行政改革大綱と同実施計画の取り組みの一環として昨年町民の意識調査が実施されました。ご意見として、望まれる将来の太子町像の中では、安全・安心なまち、福祉が充実したまち、公園や散策路が整った緑あふれるまち、子育て支援、教育が充実し

たまちに多くの意見が寄せられております。
また、健康福祉分野では、最近の社会情勢を反映して、医療体制の充実を求める意見が多くなっております。この全世帯アンケートの結果を踏まえ、町では平成22年から10年間のまちづくりの羅針盤となる第5次総合計画の策定が進められます。これらを含め“和のまち太子”を築き上げるには多くの重要案件が山積されており、解決していくための議決機関の使命は重大であると痛感しております。

今後は、私自身が謙虚な気持ちで3万4,000町民の代弁者である誇りを持ち、町政の運営に精いっぱい努力していきたいと考えております。

議員各位と当局の皆様におかれましては、今後とも格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。議長就任のごあいさつとさせていただきます。

○副議長（橋本恭子） 熊谷直行議長のあいさつは終わりました。

熊谷直行議長、議長席にお着きください。

暫時休憩します。

（休憩 午後1時47分）

（再開 午後1時48分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま橋本恭子副議長から、申し合わせにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

~~~~~

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（熊谷直行） 追加日程第3、副議長

辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（上田眞也） 辞職願。太子町議会橋本恭子。私儀、このたび申し合わせにより、太子町議会副議長を辞職いたしたく、この儀、ここに願ひ出ます。平成21年5月12日、太子町議会議長熊谷直行様。

○議長（熊谷直行） お諮りします。

橋本恭子議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、橋本恭子議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長の辞職を許可された橋本恭子議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

橋本恭子議員、演壇へどうぞ。

○橋本恭子議員 失礼いたします。

貴重な時間をいただきまして、副議長辞任のあいさつを申し上げます。

平成19年5月から本日までの2年間、皆様方のご推挙によりまして副議長の要職を拝命いたしまして、副議長として北川議長を支え、また皆様方のご協力をいただきまして、議会運営に一生懸命尽くすことができました。おかげをもちまして、無事任務を全うすることができ、本日をもって副議長の任を辞することになりました。

これまでの皆様方のご支援、ご協力を心から感謝申し上げます。簡単ですが副議長辞任のごあいさつとさせていただきます。2年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷直行） 橋本恭子議員のあいさつは終わりました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に佐野芳彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐野芳彦議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐野芳彦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐野芳彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

佐野芳彦副議長、ごあいさつをお願いします。演壇へどうぞ。

○副議長（佐野芳彦） ただいま副議長に選出をいただき、まことにありがとうございます。

副議長の職務は、議長の不在時にその代理

を務める、これが基本職務と理解しております。また、あわせて太子町議会の申し合わせによりまして全員協議会の座長としての進行職務があります。スムーズな進行に精いっぱい努力いたします。

議員各位のご支援、ご協力、よろしくお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、副議長の就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 佐野芳彦副議長のあいさつは終わりました。

お諮りします。

議長、副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第5 議席の変更

○議長（熊谷直行） 追加日程第5、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（上田眞也） 議席8番嶋澤達也議員を9番へ、議席9番花畑奈知子議員を10番へ、議席10番佐野芳彦議員を15番へ、議席11番熊谷直行議員を16番へ、議席15番橋本恭子議員を8番へ、議席16番北川嘉明議員を11番へ。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ただいま朗読したとおり、議席の変更を行います。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後1時56分)

(再開 午後1時56分)

○議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(熊谷直行) 追加日程第6、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、井村淳子議員の退場を求めます。

(井村淳子議員 退場)

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております長谷川原司監査委員より辞表が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

す。

同意をお願いいたします方は、太子町矢田部18番地9に在住の井村淳子氏で、生年月日は昭和30年12月19日、満53歳でございます。井村氏は人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(熊谷直行) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既にご相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長(熊谷直行) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田眞也） 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に熊谷直行、桜井公晴、上田富夫、北川嘉明、花畑奈知子、嶋澤達也、服部千秋、中島貞次、以上 8 名。

福祉文教常任委員会委員に佐野芳彦、村田興亞、花畑奈知子、橋本恭子、井村淳子、長谷川原司、井川芳昭、以上 7 名。

経済建設常任委員会委員に嶋澤達也、橋本恭子、中井政喜、長谷川原司、中島貞次、清原良典、井川芳昭、以上 7 名。

○議長（熊谷直行） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 03 分）

（再開 午後 2 時 03 分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に服部千秋議員、副委員長に中島貞次議員。福祉文教常任委員会委員長に村田興亞議員、副委員長に長谷川原司議員。経済建設常任委員会委員長に清原良典議員、副委員長に井川芳昭議員。以上 6 名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（熊谷直行） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長（上田眞也） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に佐野芳彦、桜井公晴、村田興亞、上田富夫、嶋澤達也、橋本恭子、中島貞次、以上 7 名。

○議長（熊谷直行） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 05 分）

（再開 午後 2 時 05 分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に桜井公晴議員、副委員長に橋本恭子議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わります。

この際、ご報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員服部千秋議員、花畑奈知子議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に 2 名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合同約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 7 として直ちに選挙をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 7 と

して直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第7、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に北川嘉明議員、橋本恭子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました北川嘉明議員、橋本恭子議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北川嘉明議員、橋本恭子議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました北川嘉明議員、橋本恭子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 お引き受けいたします。

○議長（熊谷直行） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 お受けいたします。

○議長（熊谷直行） この際、ご報告申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員清原良典議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第8 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（熊谷直行） 追加日程第8、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に長谷

川原司議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました長谷川原司議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました長谷川原司議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました長谷川原司議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 お引き受けします。

○議長(熊谷直行) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回太子町議会臨時会(第417回町議会)を閉会します。

(閉会 午後2時10分)

~~~~~

議長あいさつ

○議長(熊谷直行) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期とな

ってまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長(首藤正弘) 平成21年第2回太子町議会臨時会(第417回町議会)を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、同意案件1件、承認案件1件につきまして慎重なご審議を賜り、適切にご承認、ご同意をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

また、新しく選任されました議長、副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すところとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(熊谷直行) どうもご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ
こに署名する。

平成 年 月 日

(新)町議会議長 熊谷直行

(旧)町議会議長 北川嘉明

(旧)町議会副議長 橋本恭子

署名議員 井村淳子

署名議員 中井政喜